

議 案

議案第2号

令和5年度財政投融资計画

令和 5 年度 財政投融資計画

令和 4 年 12 月 日
財 務 省
(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考				
	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	自己資金等		再 計		
									4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	
(特別会計)													
食料安定供給特別会計	8	8	-	-	-	-	8	8	136	103	144	111	
エネルギー対策特別会計	104	83	-	-	-	-	104	83	14,883	15,292	14,987	15,375	
自動車安全特別会計 (政府関係機関)	1,645	1,185	-	-	-	-	1,645	1,185	104	641	1,749	1,826	
株式会社日本政策金融公庫	47,927	60,687	189	288	-	-	48,116	60,975	(2,900) 59,758	(2,900) 26,380	107,874	87,355	
沖縄振興開発金融公庫	2,217	1,994	26	70	-	-	2,243	2,064	(100) 704	(100) 384	2,947	2,448	
株式会社国際協力銀行	4,010	9,810	850	900	11,200	9,010	16,060	19,720	(200) 6,940	(200) 6,780	23,000	26,500	
独立行政法人国際協力機構 (独立行政法人等)	5,237	10,431	-	-	1,180	2,255	6,417	12,686	(800) 7,783	(800) 6,254	14,200	18,940	
全国土地改良事業団体連合会	9	13	-	-	-	-	9	13	9	17	18	30	
日本私立学校振興・共済事業団	221	272	-	-	-	-	221	272	349	303	570	575	
独立行政法人日本学生支援機構	5,849	5,881	-	-	-	-	5,849	5,881	(1,200) 359	(1,200) 69	6,208	5,950	
国立研究開発法人科学技術振興 機構	48,889	-	-	-	-	-	48,889	-	(200) 200	-	49,089	-	
独立行政法人福祉医療機構	8,565	2,642	-	-	-	-	8,565	2,642	(200) 207	(200) 533	8,772	3,175	

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考			
	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	自己資金等		再 計	
									4 年度	5 年度	4 年度	5 年度
独立行政法人国立病院機構	111	286	-	-	-	-	111	286	162	74	273	360
国立研究開発法人国立成育医療 研究センター	10	9	-	-	-	-	10	9	-	-	10	9
国立研究開発法人国立長寿医療 研究センター	2	2	-	-	-	-	2	2	-	-	2	2
独立行政法人大学改革支援・学 位授与機構	511	758	-	-	-	-	511	758	(50) 45	(50) 46	556	804
独立行政法人鉄道建設・運輸施 設整備支援機構	2,370	439	31	12	-	-	2,401	451	(800) 2,073	(530) 1,937	4,474	2,388
独立行政法人住宅金融支援機構	349	307	-	-	2,200	2,200	2,549	2,507	(23,772) 22,366	(21,745) 21,909	24,915	24,416
独立行政法人都市再生機構	5,124	5,000	-	-	-	-	5,124	5,000	(1,100) 8,429	(1,100) 8,856	13,553	13,856
独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構	2,000	-	-	-	1,200	12,530	3,200	12,530	(2,000) 41,418	(3,900) 26,214	44,618	38,744
独立行政法人水資源機構	14	4	-	-	-	-	14	4	(70) 1,299	(100) 1,286	1,313	1,290
国立研究開発法人森林研究・整 備機構	49	46	-	-	-	-	49	46	270	277	319	323
独立行政法人エネルギー・金属 鉱物資源機構 (地方公共団体)	3	4	546	1,392	-	-	549	1,396	740	803	1,289	2,199
地方公共団体 (特殊会社等)	26,264	24,238	-	-	-	-	26,264	24,238	75,550	70,756	101,814	94,994
株式会社脱炭素化支援機構	-	-	200	400	-	-	200	400	40	200	240	600
株式会社日本政策投資銀行	3,000	3,000	500	400	3,500	3,500	7,000	6,900	(6,300) 18,900	(6,400) 17,900	25,900	24,800

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考			
	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	自己資金等		再 計	
									4 年度	5 年度	4 年度	5 年度
一般財団法人民間都市開発推進機構	-	-	-	-	350	350	350	350	100	100	450	450
中部国際空港株式会社	-	-	-	-	231	161	231	161	(50) 55	(97) 157	286	318
株式会社民間資金等活用事業推進機構	-	-	-	-	500	500	500	500	300	300	800	800
株式会社海外需要開拓支援機構	-	-	90	80	-	-	90	80	200	200	290	280
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	-	-	580	512	589	575	1,169	1,087	58	51	1,227	1,138
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	-	-	250	244	155	209	405	453	-	-	405	453
合 計	164,488	127,099	3,262	4,298	21,105	31,290	188,855	162,687	(39,742)	(39,322)		

- 1 財政投融資計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。
 - 2 「産業競争力強化法」(平25法98)第112条第1項の規定により、株式会社産業革新投資機構が、同法第2条第27項に規定する特定政府出資会社の政府が保有する株式の全部を譲り受けた場合には、当該特定政府出資会社の計画残額は、「株式会社産業革新投資機構」に承継されるものとする。
- (注) 1. 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
2. 「4年度」欄は、令和4年度当初計画額である。
 3. 「自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
 4. 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。
 5. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(参考)

令和5年度財政投融资原資見込

	令和4年度	令和5年度
	億円	億円
財政融資	164,488	127,099
財政融資資金	164,488	127,099
産業投資	3,262	4,298
財政投融资特別会計投資勘定	3,262	4,298
政府保証	21,105	31,290
政府保証国内債	6,525	17,825
政府保証外債	14,180	13,065
政府保証外貨借入金	400	400
合計	188,855	162,687

(注) 1. 令和4年度欄の金額は、当初計画額である。

2. 財政融資資金による上記の新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和5年度において、財政投融资特別会計国債12.0兆円（令和4年度予算25.0兆円）の発行を予定している。

3. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(参考)

令和5年度財政投融资用途別分類表

(単位：億円)

区分	財政融資		産業投資		政府保証		合計	
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
(1) 中小零細企業	35,475	49,429	192	286	—	—	35,667	49,715
(2) 農林水産業	6,988	7,932	—	30	—	—	6,988	7,962
(3) 教育	56,706	8,047	—	—	—	—	56,706	8,047
(4) 福祉・医療	10,440	4,362	—	—	—	—	10,440	4,362
(5) 環境	727	607	200	400	—	—	927	1,007
(6) 産業・イノベーション	6,062	6,579	523	442	3,500	3,500	10,086	10,521
(7) 住宅	5,948	5,481	—	—	2,200	2,200	8,148	7,681
(8) 社会資本	24,060	15,670	—	—	2,281	13,541	26,341	29,211
(9) 海外投融资等	9,247	20,241	2,347	3,140	13,124	12,049	24,718	35,430
(10) その他	8,836	8,751	—	—	—	—	8,836	8,751
合計	164,488	127,099	3,262	4,298	21,105	31,290	188,855	162,687

- (注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。
2. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

議案第 3 号

令和 5 年度財政融資資金運用計画

令和5年度財政融資資金運用計画

(単位:億円)

運 用 の 部		原 資 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
1. 特 別 会 計	1,276	財政投融資特別会計	127,099
食料安定供給特別会計	8	からの繰入金等	
エネルギー対策特別会計	83		
自動車安全特別会計	1,185		
2. 政 府 関 係 機 関	82,922		
株式会社日本政策金融公庫	60,687		
沖縄振興開発金融公庫	1,994		
株式会社国際協力銀行	9,810		
独立行政法人国際協力機構	10,431		
3. 独 立 行 政 法 人 等	15,663		
全国土地改良事業団体連合会	13		
日本私立学校振興・共済事業団	272		
独立行政法人日本学生支援機構	5,881		
独立行政法人福祉医療機構	2,642		
独立行政法人国立病院機構	286		
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	9		
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2		
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	758		
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	439		
独立行政法人住宅金融支援機構	307		
独立行政法人都市再生機構	5,000		
独立行政法人水資源機構	4		
国立研究開発法人森林研究・整備機構	46		
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	4		
4. 地 方 公 共 団 体	24,238		
5. 特 殊 会 社 等	3,000		
株式会社日本政策投資銀行	3,000		
合 計	127,099	合 計	127,099

令和5年度財政融資資金運用計画使途別分類表

(単位：億円)

区 分	4 年度	5 年度
(1) 中小零細企業	35,475	49,429
(2) 農林水産業	6,988	7,932
(3) 教育	56,706	8,047
(4) 福祉・医療	10,440	4,362
(5) 環境	727	607
(6) 産業・イノベーション	6,062	6,579
(7) 住宅	5,948	5,481
(8) 社会資本	24,060	15,670
(9) 海外投融資等	9,247	20,241
(10) その他	8,836	8,751
合計	164,488	127,099

- (注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
 2. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

議案第4号

令和5年度の財政融資資金の融通条件

令和5年度の財政融資資金の融通条件
(令和4年12月 日決定、令和5年4月1日以降適用)

令和5年度の財政融資資金の融通条件は下記のとおりとする。
なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

- 1 食料安定供給特別会計に対する貸付け
償還期限 13年以内（3年以内の据置期間を含む。）
- 2 エネルギー対策特別会計に対する貸付け
償還期限 15年以内（2年以内の据置期間を含む。）
- 3 自動車安全特別会計に対する貸付け
償還期限 15年以内（4年以内の据置期間を含む。）
- 4 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付け
イ 償還期限
(イ) 国民一般向け業務に係る貸付けについては、5年以内
ただし、(i) 令和5年度における貸付けのうち205億円については、20年以内、400億円については、18年以内、3,700億円については、15年以内、14,500億円については、9年以内、1,200億円については、6年以内（1年以内の据置期間を含む。）
(ii) 挑戦支援資本強化特別貸付及び新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付に係る貸付けについては、10年以内（満期一括償還）
(ロ) 中小企業者向け業務に係る貸付けについては、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）
ただし、(i) 令和5年度における貸付けのうち8,400億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）、8,400億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）
(ii) 挑戦支援資本強化特別貸付及び新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付に係る貸付けに

については、10年以内（満期一括償還）

(ハ) 農林水産業者向け業務に係る貸付けについては、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和5年度における貸付けのうち40億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）、900億円については、15年以内、3,000億円については、10年以内、1,210億円については、5年以内

(ニ) 特定事業等促進円滑化業務に係る貸付け

(i) 特定事業促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(ii) 事業再編促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(iii) 事業適応促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和5年度における貸付けのうち400億円については、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）、300億円については、7年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(iv) 開発供給等促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和5年度における貸付けのうち100億円については、7年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(v) 事業基盤強化促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和5年度における貸付けのうち115億円については、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）

(vi) 導入促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和5年度における貸付けのうち10億円については、25年以内（15年以内の据置期間を含む。）、2億円については、20年以内（15年以内の据置期間を含む。）

(vii) 供給確保促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和5年度における貸付けのうち150億円については、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）、125億円については、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）、25億円については、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）、50億円については、7年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(viii) 特定事業促進円滑化業務、事業再編促進円滑化業務、事業適応促進円滑化業務、開発供給等促進円滑化業務、事業基盤強化促進円滑化業務、導入促進円滑化業務及び供給確保促進円滑化業務に係る貸付けの

うち、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）、10年以内（2年以内又は3年以内の据置期間を含む。）及び7年以内（2年以内の据置期間を含む。）の貸付金額については、共通する償還期限毎に合算した貸付金額の総額の範囲内で増額することができる。

ただし、その場合は増額していない業務の貸付金額から同額を減額する。

(ホ) 危機対応円滑化業務に係る貸付けについては、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法（平19法57）第11条第2項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）への貸付条件に合わせて、5年以上20年以内（1年以上3年以内の据置期間を含む。）

ただし、指定金融機関への貸付条件を満期一括償還とする貸付に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）又は5年以上10年以内（満期一括償還）とすることができる。

ロ 農林水産業者向け業務及び危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、5年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（5年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ニ 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

5 沖縄振興開発金融公庫に対する貸付け

イ 償還期限 15年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）令和5年度における貸付けのうち138億円については、25年以内（2年以内の据置期間を含む。）、276億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）、559億円については、7年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

ロ 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利

率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

- ハ 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

6 株式会社国際協力銀行に対する貸付け

償還期限 15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）、10年以内（満期一括償還）又は7年以内（満期一括償還）とし、令和5年度における貸付けのうち6,539億円については、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

7 独立行政法人国際協力機構に対する貸付け

償還期限 15年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和5年度における貸付けのうち131億円については、40年以内（5年以内の据置期間を含む。）、683億円については、35年以内（5年以内の据置期間を含む。）、2,198億円については、30年以内（5年以内の据置期間を含む。）、1,920億円については、25年以内（5年以内の据置期間を含む。）、1,601億円については、20年以内（5年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

8 全国土地改良事業団体連合会に対する貸付け

償還期限 5年以内（2年以内の据置期間を含む。）

9 日本私立学校振興・共済事業団に対する貸付け

償還期限 20年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和5年度における貸付けのうち31億円については、30年以内（2年以内の据置期間を含む。）、80億円については、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）、22億円については、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

10 独立行政法人日本学生支援機構に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内

ただし、（イ）学資の返還期間の状況に応じて、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）又は5年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

（ロ）令和5年度における貸付けのうち2億円については、19

年以内、7億円については、17年以内とすることができる。

- ロ 5年経過ごと金利見直しとなる貸与に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

11 独立行政法人福祉医療機構に対する貸付け

- イ 償還期限 20年以内（1年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）福祉貸付のうち経営資金に係る貸付け並びに医療貸付のうち機械購入資金及び長期運転資金に係る貸付けについては、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）医療貸付のうち地域医療構想支援資金に係る貸付けについては、10年以内（4年以内の据置期間を含む。）

（ハ）新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付けについては、15年以内（5年以内の据置期間を含む。）

（ニ）令和5年度における貸付けのうち1,524億円については、30年以内（2年以内の据置期間を含む。）、215億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

- ロ 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

- ハ 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

12 独立行政法人国立病院機構に対する貸付け

- イ 償還期限 39年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は5年以内

- ロ 償還期限39年以内に係る貸付けについては、10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

13 国立研究開発法人国立成育医療研究センターに対する貸付け

償還期限 15年以内（1年以内の据置期間を含む。）

ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は5年以内

14 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに対する貸付け

償還期限 30年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は5年以内

15 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対する貸付け

償還期限 30年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）令和5年度における貸付けのうち32億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

（ロ）医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は5年以内

16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する貸付け

イ 償還期限

（イ）建設勘定に係る貸付けについては、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）

ただし、鉄道施設に係る譲渡代金の回収期間が5年以上10年未満のものについては、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）海事勘定に係る貸付けについては、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ハ）地域公共交通等勘定に係る貸付けについては、20年以内

ただし、（i）令和5年度における貸付けのうち、27億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）、20億円については、5年以内

（ii）地域公共交通融資に係る貸付けについては、8年以内（2年以内の据置期間を含む。）、8年以内、5年以内（2年以内の据置期間を含む。）又は5年以内とすることができる。

ロ 海事勘定に係る貸付け及び地域公共交通等勘定における地域公共交通融資に係る貸付けのうち、5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 地域公共交通等勘定に係る貸付けのうち、償還期限20年以内に係る貸付けについては、10年経過後金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

- 17 独立行政法人住宅金融支援機構に対する貸付け
償還期限 25年以内
ただし、災害対応に係る融資の状況に応じて、30年以内、20年以内、15年以内、10年以内又は5年以内とすることができる。
- 18 独立行政法人都市再生機構に対する貸付け
償還期限 30年以内（20年以内の据置期間を含む。）
- 19 独立行政法人水資源機構に対する貸付け
償還期限 10年以内
- 20 国立研究開発法人森林研究・整備機構に対する貸付け
イ 償還期限 20年以内（2年以内の据置期間を含む。）
ロ 10年経過後金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- 21 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対する貸付け
償還期限
イ 金属鉱業一般勘定に係る貸付けについては、15年以内（2年以内の据置期間を含む。）
ただし、坑廃水の処理に必要な資金に係る貸付けについては、5年以内（2年以内の据置期間を含む。）
ロ 石油天然ガス等勘定に係る貸付けについては、13年以内（1年以内の据置期間を含む。）
- 22 地方公共団体に対する貸付け
イ 償還期限 25年以内（5年以内の据置期間を含む。）
ただし、特に必要と認められるものについては、償還期限を40年まで延長することができる。
ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。
ハ 10年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

- ニ 15年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して15年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（15年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- ホ 20年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して20年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（20年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- ヘ 30年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して30年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（30年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

23 株式会社日本政策投資銀行に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和5年度における貸付けのうち1,200億円については、15年以内（5年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

- ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

24 令和4年度の財政融資資金運用計画において貸付けに運用するものとして いるもののうち、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第 3条の規定により、令和5年度において運用するものについては、引き続き、 当該貸付けに運用するものとする。その際、上記に該当するものがない場合 には、令和4年度の融通条件に従い運用するものとする。

25 上記のうち、貸付金について元利金の延滞があったときは、元利金支払期 日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違 約金を徴収するものとする。